

## 著作権侵害差止等請求事件

### 【事件の概要】

原告が、被告書籍の表紙に用いられた被告図版は原告図版のデザインを無断で複製又は翻案、改変したものであるなどと主張して、被告に対し、著作権（複製権又は翻案権及び譲渡権）に基づき、被告書籍を印刷、出版、販売、頒布することの差止め、著作権（複製権又は翻案権及び譲渡権）及び著作者人格権（同一性保持権）侵害の不法行為に基き、損害賠償、著作権法115条又は民法723条に基づき、謝罪広告の掲載を求めた事案。

裁判所は、差止及び損害賠償請求は認めたが、謝罪広告の掲載請求は認めなかった。

### 【事件の表示、出典】

東京地裁平成21年(ワ)第23051号 平成22年7月8日判決

最高裁判所ホームページ

(<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20100726103228.pdf>)

### 【参照条文】

著作権法2条1項、10条1項4号、21条、27条など

### 【キーワード】

著作物性、応用美術、美術の著作物、複製権、翻案権

## 1 事実関係

### (1) 原告図版の制作及び原告書籍の発行

ビーエスエルは、原告の依頼を受けて、原告図版のデザインを制作し、同デザインを、代金8万円で原告に使用許諾をした。なお、原告図版は、aが、ビーエスエルの職務著作として作成したものである。

原告は、平成14年12月20日から、原告図版を表紙として用いた原告書籍を発行しているが、原告図版の著作者の名前は公表されなかった。

ビーエスエルは、平成21年2月10日、原告に対し、原告図版の著作権を譲渡した。

### (2) 被告図版の制作及び被告書籍の発行

bは、被告の依頼に応じ、被告図版のデザインを制作し、被告に納品した。被告図版は、bの息子が、原告表紙を参考にして作成したものである。

被告は、平成20年12月10日ころから、被告図版を表紙として用いた被告書籍を、印刷、出版、販売及び頒布した。

(3)原告は、被告に対し、平成21年2月12日付け内容証明郵便で、被告表紙が原告表紙に係る原告の著作権（複製権）を侵害している旨を指摘し、被告書籍の出版の中止を求めた。

これに対し、被告は、同月19日付け回答書において、書籍の表紙のデザインは応用美術であって著作物に該当しないことなどを主張した。

(4)平成21年5月28日、「被告は、被告書籍につき、表紙の被告図版を変更しなければ、これを印刷、出版、販売又は頒布してはならない」旨の仮処分決定がされ、仮処分決定正本に基づく間接強制の申立ても認められた。

## 2 争点

- (1) 原告図版は著作権法上の著作物か（争点1）
- (2) 被告図版は、原告図版を複製又は翻案したものか（争点2）
- (3) 被告書籍を出版、販売等する行為は、著作者人格権（同一性保持権）を侵害するか（争点3）
- (4) 被告の故意、過失の有無（争点4）
- (5) 差止請求の可否（争点5）
- (6) 原告の損害の有無及び損害額（争点6）
- (7) 謝罪広告請求の可否（争点7）

## 3 裁判所の判断（判決文54頁～）（争点1、2についてのみ検討）

### (1) 争点1（著作物性）（判決文19頁～）

「(3) 以上のとおり、原告図版は、単に、正方形と線（縦棒、横棒）を漫然と並べたにすぎないものではなく、1 大小の正方形及び太さの異なる縦横の棒の配置ないし配色、2 書名、編者名及び出版社名の配置、字体ないし文字の大きさ、3 小さな正方形に描かれた木の葉や木の実等のイラスト、そこにちりばめられた丸い粒など、の具体的な表現方法において、制作者であるaの思想又は感情が創作的に表現されたものであると認められる。

したがって、原告図版は、著作権法上の著作物（著作権法2条1項1号）として、同法による保護の対象となるというべきである。

(4) これに対し、被告は、原告図版は原告書籍の表紙のデザインとして用いられており、いわゆる応用美術と評価されるものであるから、著作権法上の著作物には該当しないと主張する。

しかしながら、上記(2)、(3)で認定説示したところによれば、原告図版は、いわゆる純粋美術に当たる<sup>1</sup>ものであり、著作権法上の著作物として保護されるべきもの

---

<sup>1</sup>神戸地裁姫路支部昭和54年7月9日判決（昭和49年（ワ）第291号） 「図案・デザイン等は原則として意匠法等の保護の対象とのみなることは勿論のこと、工業上画一的に生産される量産品の模型あるいは実用品の模様として利用されることを企図して製作された応用美術作品も原則的に専ら意匠法等の保護の対象になるわけであるが、右作品が同時に形状・内容および構成などにてらし純粋

であるということが出来る。被告の上記主張は採用することができない。（下線挿入）」

(2) 争点2 (複製又は翻案にあたるか) (判決文21頁～)

ア 複製権侵害について (判決文24頁～)

「被告図版は、デザインに用いる図形として、「正方形」ではなく「丸」を選択した点や、図形等の配色など、原告図版と異なる点を少なからず有するものであることから、原告図版の複製物、すなわち原告図版と同一性を有するものを有形的に再製したものであるとまでは認め難く、複製権侵害に当たるとすることはできない。」

イ 翻案権侵害について (判決文25頁～)

「被告図版が原告図版に依拠して作成されたものであることは、当事者間に争いが無い。そして、被告図版は、上記のとおり原告図版との相違点を有するものの、上記(2)アのとおり、2, 3の縦棒と横棒の形及び配置等は、原告図版と同一といえるものである上、1, 4の図形ないし棒の類型や個数、これらの図形ないし棒の配置箇所や組合せの方法において共通しており、5の書名、編者名及び出版社名についても、その配置箇所などについて原告図版と共通していることが認められる。これらの点を総合すると、被告図版は、原告図版に依拠して作成され、かつ、原告図版の表現上の本質的な特徴といえる図形等の選択ないし配置の同一性を維持しながら、具体的な図形の形等の表記に変更を加えて、新たに被告図版の制作者の思想又は感情を創作的に表現したものであり、これに接する者が原告図版の表現上の本質的な特徴を直接感得することができる<sup>2</sup>もの、すなわち、原告図版を翻案したものであると認められる。」

#### 4 検討

被告は、「原告図版は、原告書籍の表紙のデザインとして用いられており、いわゆる応用美術と評価されるものであるから、著作権法上の著作物に該当しない。デザイン(意匠)が美術の著作物(著作権法10条1項4号)に該当するか否かは、その実用目的を離れて、絵画や彫刻と同等に純粋美術としての鑑賞性を有するか否かによって判断すべきである。原告書籍の表紙は、実用に供され、産業上利用され、量産される実用品であって、それ自体鑑賞性を有するものではない。原告書籍の表紙のように、簡単に線と丸からなる書籍表紙のデザインは、意匠法によって保護すれば十分である。」(判決文6頁～)などと主張して、著作物性を争ったが、裁判所

---

美術に該当すると認めうる高度の美的表現を具有しているときは美術の著作物として著作権法の保護の対象となりうる」

<sup>2</sup>最高裁平成13年6月28日判決 「言語の著作物の翻案(著作権法27条)とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう。」

は、あっさりと「純粋美術に当たる」と認定した。